

令和6年11月17日
令和6年度茨城県災害支援薬剤師養成研修会 A 資料

茨城県における 薬事関連災害医療体制と法制度

茨城県保健医療部医療局薬務課
主査 照沼 貴弘

本日の内容

1.背景

2.茨城県地域防災計画について

3.茨城県保健医療部災害対策マニュアル

4.茨城県災害薬事コーディネーター等について

背景

医政地発0331第14号
令和5年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の5事業（以下あわせて「5疾病・5事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）について医療計画に記載することとされています。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に5疾病・5事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進に至るこのような過程を、以下、医療体制の構築

を目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

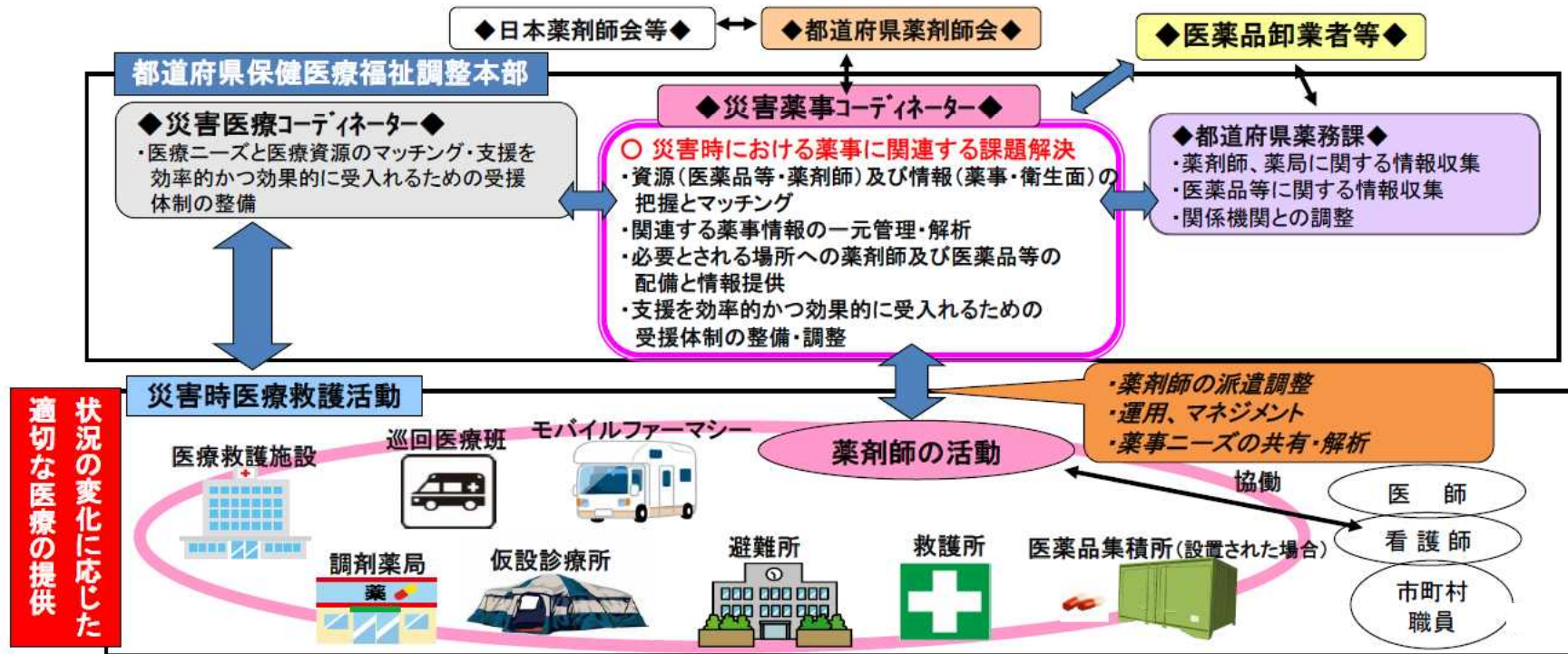
(12) 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）とは、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力（医療機関の場合は診療機能）について、その影響を最小限に抑え、早期復旧を可能とするための準備体制及び方策をまとめたものであり、平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえて、「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）において、全ての医療機関に、災害対策マニュアル及び業務継続計画を策定することを求めている。

また、平成 29 年より、災害拠点病院の指定要件に、業務継続計画（BCP）を整備することを追加している。

災害薬事コーディネーター

- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所）等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



茨城県地域防災計画（令和5年度版）

- 地震災害対策計画編（R6.3改定）
- 津波災害対策計画編（R6.3改定）
- 風水害等対策計画編（R6.3改定）
- 資料編1（R6.3改定）表紙～3地震及び気象に係る基礎データ
- 資料編2（R6.3改定）4中央防災会議～8危険箇所等
- 資料編3（R6.3改定）9危険物施設・毒性ガス～17災害応急復旧
- 資料編4（R6.3改定）18被災者生活再建支援法の適用～25災害報告

※茨城県ホームページ<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosaikeikaku.html>

地震災害対策計画編 令和6年度版の改定時に茨城県災害薬事コーディネーターを追加予定

※追加予定箇所

第3章 災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第5 応急医療

○作成の目的

本マニュアルは、大地震や風水害等の自然災害が発生した際の、県地域防災計画に示された保健医療部の役割等について、各職員が、市町村、医療機関・福祉施設、県医師会・県社会福祉協議会等関係団体、日本赤十字社茨城県支部等と協力して実施する応急対策活動を円滑に行えるよう、具体的な手順を定め、保健医療福祉関係者の災害時における応急対策活動を支援することを目的とする。

なお、原子力災害時の対応については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに併せて改正の検討を進めることとする。

茨城県保健医療部災害対策マニュアル

○基本的考え方

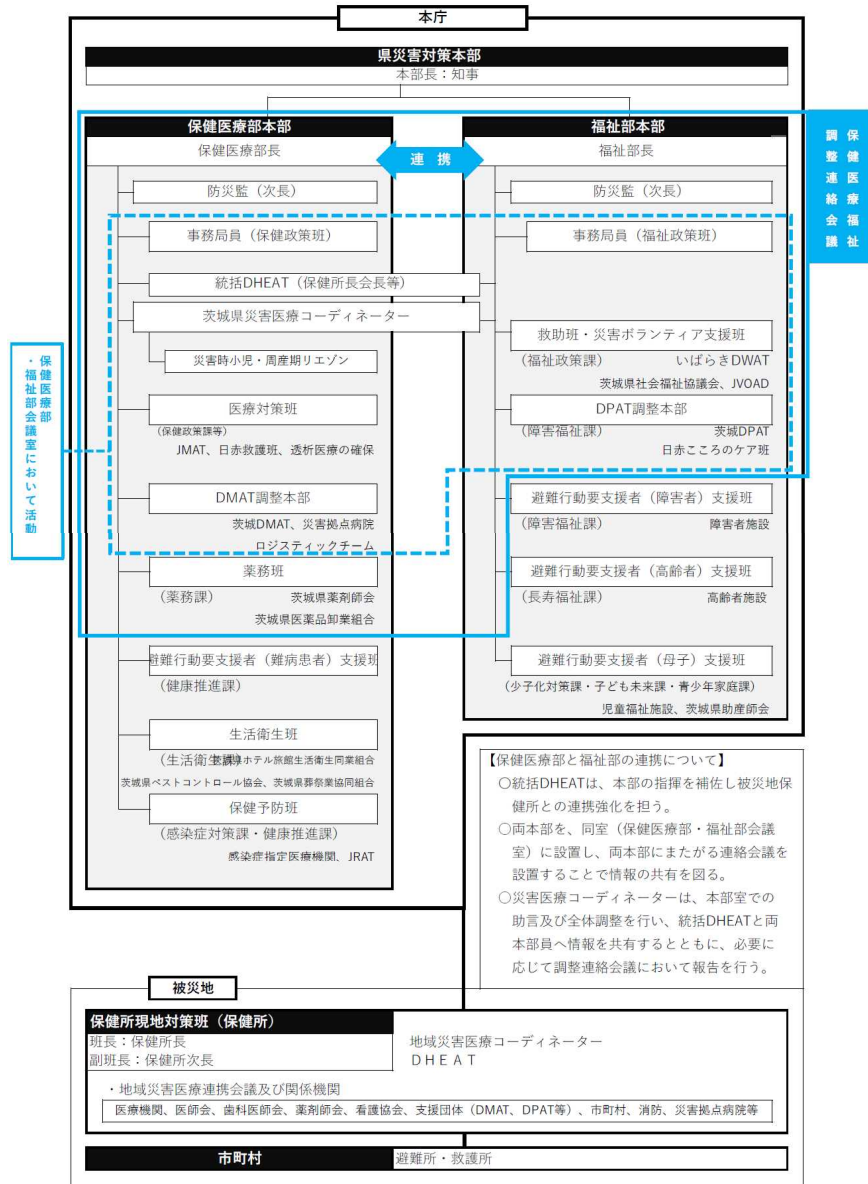
本マニュアルは、発災後72時間以内における初動期の活動を中心に、県保健医療部職員が迅速かつ適切な対応がとれるよう、県保健医療部職員の招集・活動体制、災害時に必要とする業務の詳細な手順等を記述してある。

この作成にあたっては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における諸々の反省を踏まえ、効率的に業務執行ができるよう、従前の活動体制を大幅に見直し、本庁各課及び保健所等出先機関において対応すべき事項について明確にするとともに、災害時における迅速かつ的確な対応を図るために平時から備えるべき事項について追加した。

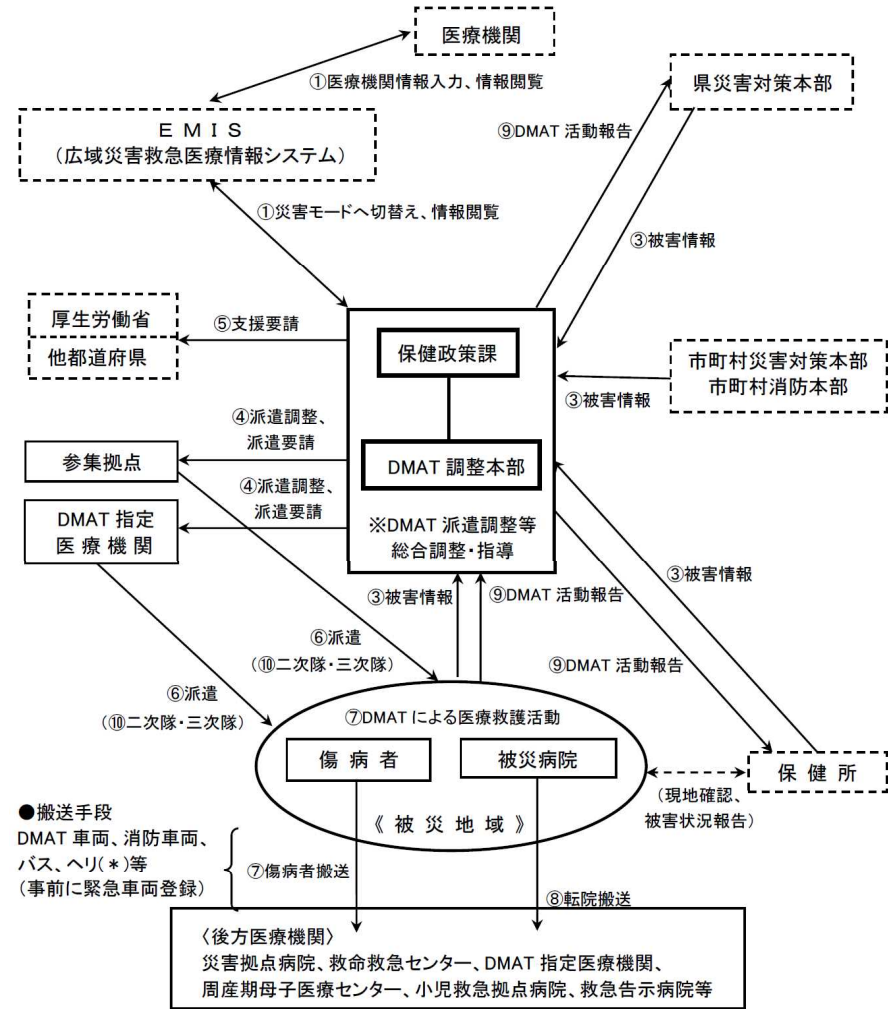
(中略)

なお、市町村、医療機関、福祉関係施設並びに県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会などの**関係団体等と綿密に連携することにより**、適確な活動が実現するものであり、各機関においても各々が災害時の活動マニュアルを定めることによって、**より強固な災害対策体制の構築が期待される**ものである。

県保健医療部の災害対策組織



<災害時対応フロー>



※個別の病院に出勤を行った消防本部、消防本部からの出勤要請を受けた病院は、出勤後、その旨を速やかに県に報告する。

(*) ヘリコプターについては、県災害対策本部 (航空運用調整班) への要請、調整が必要。

茨城県の薬事に関する災害対応

年月	内容
平成19年12月	「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結 茨城県地域防災計画等に基づき、茨城県薬剤師会が 災害発生時の医療救護活動に協力
平成27年9月	台風第18号 災害時の医療救護活動
令和元年10月	台風第19号 災害時の医療救護活動
令和5年10月	茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱を作成

茨城県災害薬事コーディネーターの役割

期待される役割		茨城県災害薬事コーディネーターに求める役割
1. 被災地の薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング		—
(1) 薬局等の被災状況の把握		協定に基づき、茨城県薬剤師会において収集した薬局等の被災情報を災害薬事コーディネーターが把握し、必要な対応を助言する。
(2) 衛生面の課題に対する対応		薬剤師会が実施する以下の業務について、全体を把握するとともに助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 衛生指導を行う派遣薬剤師に対して、消毒剤の使用方法や、衛生指導を行うための情報提供、被災地に入るルールなど必要な助言、指導を行う。その際、必要に応じて資料を作成・配布する。
2. 被災地の医薬品等の情報の把握やマッチング		薬務課と連携して医薬品の不足等の情報を把握し、協定に基づく供給依頼（供給品、供給先、供給量等）について助言を行う。
(1) 医薬品集積センター設置場所の検討		<ul style="list-style-type: none"> 設置場所及び医薬品の選定に関する助言 医薬品の搬入先の選定、各医薬品集積センター及び各仮設調剤所間の在庫調整等 現地において医薬品の仕分け、在庫管理等を行う薬剤師への助言、指導
(2) 仮設調剤所設置場所の検討		
3. 被災地の薬剤師の情報の把握やマッチング		薬剤師会が実施する以下の業務について、全体を把握するとともに助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 災害支援に協力できる薬剤師（研修受講等の資質を含む。）を把握し、とりまとめる。 災害支援の要請があった際に、適切な人材を派遣する。 派遣薬剤師に対して、当該災害に特有の情報や、JMAT帯同のルールなど必要な助言、指導を行う。その際、必要に応じて資料を作成・配布する。 派遣調整状況や派遣結果（派遣薬剤師より収集した被災地情報を含む。）を県へ報告する。
(1) 被災地で活動する薬剤師のルールの作成・周知、助言		

災害薬事コーディネーター 5名 県薬剤師会 4名
 県立中央病院 1名

茨城県災害支援薬剤師

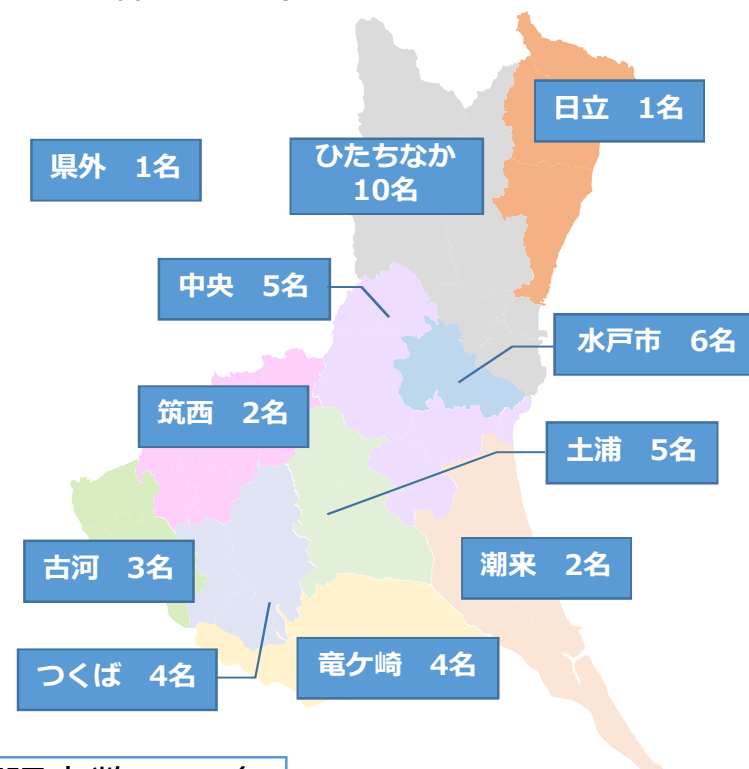
〈役割〉

県の要請により、医薬品集積センターや茨城県災害対策本部保健医療部保健所現地対策班、被災地等に出務し、次の業務を行う。

- (1) 地域の薬局の被害状況の分析に関すること
- (2) 地域の医薬品等ニーズ及び薬剤師ニーズの分析に関すること
- (3) 地域の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る助言及び調整に関すること
- (4) 薬局及び医療救護チームへの支援に関すること
- (5) 医薬品集積センター及び仮設調剤所における医薬品等の管理に関すること
- (6) その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項

令和5年度	災害支援薬剤師認定数	43名
(内訳)	薬局薬剤師	38名
	病院薬剤師	3名
	その他	2名

茨城県災害支援薬剤師配置状況
(保健所別)



令和6年3月1日現在勤務薬局別

災害時の薬事関連体制の概要 ※イメージ

